

ALPA Japan NEWS

日乗連ニュース

www.alpajapan.org

Date 2015.2.16

No. 38 – 26

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan JAL 整理解雇対策委員会

〒144-0043 東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274 E-mail:office30@alpajapan.org

JAL 不当解雇裁判

最高裁、たった三か月で原告の上告を棄却! 実質審理は行わず、高裁判決を支持。

2015年2月5日、最高裁第一小法廷はJAL整理解雇裁判について原告の「上告を棄却」 し、「上告審として受理しない」との決定を下しました。

JAL 整理解雇裁判においてこれまで下された東京地裁・高裁判決は、会社更生手続きの下で行われた整理解雇であっても、これまでの整理解雇法理(整理解雇4要件)が適用されるとする一方で、東京地裁が既に認可している更生計画であることを重視するあまり、公判中に立証されてきた以下のような事実関係に明確な判断を示していないものでした。

- ・ 原告は整理解雇実施時に既に目標削減数は達成されていたことを立証した。それに 対し、被告である JAL からそれに対する反論はなかった。
- ・ 破綻当初、JAL・管財人は「ワークシェア等を検討し、整理解雇は行わない」と約束 していたにも拘わらず、乗員組合が当時提案したワークシェアは実現性が無いとの 被告 JAL の主張を追認し、「整理解雇は行わない」との発言については事実認定すら していない。
- 乗員組合のスト権確立に対する支配介入等、手続き上の妥当性を欠いているにも拘わらず、そのことは事実認定すらしていない。

等々

以上のような、事実認定や証拠調べに不備が認められる東京高裁判決が、最高裁で正されることが期待されましたが、最高裁は上告理由書や上告受理理由書が到達してからわずか3か月で、上告棄却・上告不受理との判断を下しています。つまり、実質的な審理を全く行っていないことが見て取れます。

今回の最高裁判断によって、JAL整理解雇において「法律違反はなかった」という結論となりました。しかし、法律違反でないからといって、整理解雇された原告やその家族の皆さんが受けた屈辱や苦しみが正当なものであったと言うことは出来ません。

日乗連はこの問題の解決に向けて引き続き取り組んで行きます!

